

1970年代初期における《優生保護法改悪阻止》を めぐるウーマン・リヴ運動と障害者問題に関する覚書

生 瀬 克 己

1. はじめに

1996年、戦後に制定された優生保護法は改正されて、母体保護法と、その名称を一新した。考えてみると、この優生保護法という法律は、じつに不思議な法律であったような気がする。この法の制定の精神からするなら、《不良な子孫》の防止をうたっているわけで、その意味では、明らかに、障害者や病者に《差別》をもたらす法律であった。

しかし、制定後まもなく改訂されて、この法による妊娠中絶手術の適用条件に、《優生学上の理由》によらない「経済的理由」が加えられたために、この法律は、女性にとっては、いわば《不本意な妊娠》から身を護る砦のごとき役割を担うことになってしまった。つまり、この法律は、質の違った二つの役割を持つことになってしまったのである。

1960年代末期以降、わが国の人口動態が変化したこともあって、労働力人口の減少を心配した勢力があらわれて、この法律における人工妊娠中絶手術の適用条件から「経済的条件」を削除し、障害のある子どもを生ませないための「胎児条項」を新設することで対応しようとする動きが現れてきた。1970年代のことである。

こうして展開されることになった優生保護法改正反対運動の骨子は、次節で略述するつもりである。そのこととは別に、当時のウーマン・リヴ運動の優生保護法改正反対運動の側から、女性ないしは女性障害者による障害者問

題への発言が多く出されている。これらの発言を障害者問題におけるジェンダーの問題としてとらえかえして見る必要があるのではないかというのが、本稿の主たる眼目である。

その身に《障害》を負うということ自体に《性差》があるわけではない。けれども、その身の《障害》を前提にして、自らの人生をきずいていこうとするとき、障害それ自体の受容の仕方にも性差があるかもしれないし、そのライフ・サイクルを初めとして、同じ障害者であっても、男女に性差があるはずである。そこで、当時のウーマン・リヴ運動の優生保護法改正反対運動のなかから噴出してきた女性障害者の発言を素材にして、上述のような課題さぐる手がかりをつかもうとするものである。

2. ウーマン・リヴ運動と障害者解放運動の遭遇

1948（昭和23）年、戦前の国民優生法とほぼ同様の趣旨をもつ優生保護法が成立する。この法は、その冒頭において、《不良な子孫》を防ぐことを目的にするとうたい、その別表に掲げられた疾病名をみていると、「未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りではない」（第3条）という限定はあるにしても、この法による優生手術の対象の主たる眼目が《障害者》にあったことは否定のしようもない。つまり、障害者も、そうでない人びとと同じに生きる権利があるということを認めるかぎり、この法律は《障害者を差別する法律》であったということになる¹⁾。

この法律は、上述のように障害者にとっては《差別》の法律であったということのほか、問題がもう一つあった。というのは、1949（昭和24）年に、この優生保護法が一部改訂されて、人工妊娠中絶の適用条件に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがあるもの」²⁾が追加されたからである。この一部改訂によって、優生保護法という法律は、上記の《不良の子孫》を防ぐというのは、まったく異質な役割を担うことになっていった。つまり、《不本意な妊娠》が、この追加された適用条件の適用によって、人工中絶されることになったのである。

このようなわけで、この優生保護法という法律は、障害者にとっては《差別の法律》であると同時に、女性にとっては、《不本意な妊娠》から自らをまもるという役割をも担いうるということになったのである。さらに、1960年代末期以降の人口情勢が、この法律をめぐる状況に、さらなる一石を投ずることになる。たとえば、1960（昭和35）年に、人口問題審議会は答申を発して、人口の先細りをふせぐために出生力の回復が必要であること、政府はそのための社会開発を強力に推進しなければならないこと、そして女性は2.1人の子どもを産む必要がある、などと主張している³⁾し、日経連も「雇用政策研究会報告」を公表して、労働力人口の増加対策のひとつとして、優生保護法の改訂をあげたりしている⁴⁾が、これらは、いわゆる《人口の先細り》現象への対策の必要性を訴えたものであった。

そして、こうした人口状況への対策として、優生保護法改正の動きが具体化する。具体的には、第1回が1972（昭和47）年5月の第68国会での優生保護法改訂案の上程（同年の第70国会で審議未了、廃案）、翌年の1973（昭和48）年5月の第71国会での政府提案（翌74年5月の第72国会において、衆議院は「胎児条項」を削除して採択するが、参議院で審議未了・廃案）、1982（昭和57）年3月27日に、中央優生保護法審議会が優生保護法の改訂審議を開始するといった具合である⁵⁾。

このような動きが起こってきた時期、わが国でも、いわゆるウーマン・リヴ運動や障害者の運動が活発に展開されていた時期であったから、こうした優生保護法改訂の試みが批判にさらされないわけはなかった。しかし、両者の主張が一致していたわけではない。

たとえば、『れ・ふぁむ』（7号、1972）に「中絶と出産」という文章を寄せた牧たみ子は、その心情を「私は子供は生まないという条件で結婚したつもりだった。だから、結婚後すぐ妊娠してしまったとき、夫に有無をいわせず中絶した」⁶⁾「中絶しなければ、出産するほかないのだろうか。なんとか別の道がないだろうか。中絶か出産かの二者択一をのがれようと、あがきにあがいた。それから目をつむって、出産に踏み切った」⁷⁾「私がなぜそんな

に妊娠を恐れたか、これにはいろいろな事情がからんでいる。しかし、いずれにしろ、子供がほしいとほんのすこしも思っていないのに、子供を生むのはいやだった。『いやでも生めばかわいくなるよ』などといわれると、ぞっとした」⁸⁾などと告白しているのだから、出産がその生き方と生を束縛することの苦悩に呻吟していたことは明快であるが、障害者問題との関わりは、ほとんど意識されていないかのごとくである⁹⁾。

他方、障害者運動の側はというと、女性が《中絶を求める》という事実を、障害者に対する《存在否定》と理解して、批判の論陣をはった。当時の事情について、「青い芝の会」の長谷川良夫氏が三十数年来「障害者差別の根源として『優生保護法』の撤廃を掲げ」¹⁰⁾ てきたといい、ウーマン・リヴ運動への批判を「青い芝としては、そもそも女性の人工妊娠中絶に関して全面的に反対していたわけでもなく、障害のある胎児を含む『望まれない妊娠』に対しての、障害者の生存権からの抗議であり、安っぽい生命尊重を論じているのではなかった」¹¹⁾ とことわったうえで、「1970年初めの代頃によく、青い芝内部で使った言い方は、『女性の中絶する自由を全面的に認めてしまうことは、障害児者そのものの存在を、過去未来にわたり否定することになってしまう。障害胎児の命を保護するためには、中絶全般にも強烈な問題提起を行わなければならない』というものであった」¹²⁾ 説明しているのが、まことに明快である。

このように、ウーマン・リヴの女性たちと障害者たちは、同じ《人工妊娠中絶》を前にして、そのたがいの発想の起点は、まったく異なっている。障害者たちは、この《人工妊娠中絶》のなかに、自らの生命の《存在否定》をみてとって、その否定されてきた《生命の復権》を求めているのに対して、ウーマン・リヴの女性たちは、先に引用した牧たみ子氏の発言や、首藤久美子氏の「サリドマイドベビーが日本中に衝撃を与え、公害・薬害による被害が多発する中、何ひとつ責任はとろうとせず、汚染された胎児のみ女に事前に墮ろさせるとは何事だ！と女たちは憤る」¹³⁾ といった発言からわかるように、彼女たちの主要な論点は、その生命そのものの《存在肯定》云々といっ

たところにあったわけではなくて、家事・育児等を含めた性別役割分業や家族責任の問題や、政治や企業が負うべき責任を女性に負わせているといった問題として提起しようとしていたのである。その意味では、彼女たちが提起しようとした問題と障害者との関わりといったことは、当初は、論理の埒外におかれていたというべきかもしれない。

このような《相違》を含む両者が《遭遇》して、たがいに《共闘》の可能性をさぐっていったからこそ、大橋由香子氏が論文「産む産まないは女のわたしがきめる—優生保護法改悪阻止運動から見えてきたもの（1986）」のなかで、「はじめから『産む』選択が認められず、子宮摘出さえされてしまう障害者の女たちからの問いかけは、『産まない自由』や『中絶の権利』だけを要求することの危うさを明らかにした。その危うさとは、なによりも、女同志がつながれないということである。必要なのは、産むことも産まないことも選べる自由があることであり、どちらか一方が劣った生き方としておとしめられないということだ。（改行）支配する側は、つねに産まれてくるべき生命とそうでない生命を区分けし、その選別のために不妊手術や中絶や避妊を利用してきた。それが優生思想の考え方であり、人口政策の歴史であった。『産むべき女』と『産むべきでない女』が分けられている中では、『産まない自由』は強制的な中絶や不妊術を意味するし、『産み育てる自由』は、次代の労働力を生産する強制労働になってしまう」¹⁴⁾「障害者差別の優生保護法の中で中絶が許可されており、さらに72-74年の改悪案では胎児条項（胎児の障害を理由に中絶を許可する項目）が出された。皮肉なことに、このことによって障害者解放運動と女の運動は共闘を模索する基盤をもっていたといえる。そしてそれ故に優生保護法改悪阻止運動が、『産まない自由』だけを求める運動にならず、『産む自由』『産める社会』をも同時に要求するようになった。72-74年の改悪阻止の中で使われた『産める社会を、産みたい社会を！』というスローガンは、『産む自由』を求めることで、障害者抹殺にまでつきすすむ効率本位の社会のありようを撃つものであった」¹⁵⁾と要約できるような可能性もみえてきたということかもしれない。

3. ウーマン・リヴ運動のなかの障害者問題

前節では、いわば障害者運動がウーマン・リヴ運動に問題を提起するという関係のなかでの、課題とされたことのいくつかを紹介してきた。そして、もうひとつ、忘れてはならないことは、多くの障害者たちが、ウーマン・リヴ運動のなかで発言しているということである。そうした発言が意味するところも考えておかなければならない。

いま、あらためて、当時のウーマン・リヴ運動の記録を読み返してみると、忘れることのできない課題が山積していたことに気づく。そうした第一として、《障害児の母》がかかえさせられている課題にふれておかなければならない。1973年の『婦人通信』(No.15)に、K. 駒子の署名で、「子殺しの親と障害者の出会い——リヴと障害者解放闘争への私の出発」¹⁶⁾と題する文章を寄せた女性は、

(前略)

障害児の母親である私が「たまにはこの子をおんぶせずに街を歩きたい」「友達とゆっくり話してきたい」「本を読みたい」「映画を見たい」「旅行をしたい」と思うのは“ぜいたくな欲求”であるはずがない。「水をのみたい」というのと同じ位自然な抑えがたい欲求である。しかし四年間というもの、こうした欲求はことごとく抑圧され、将来にわたっても満たされる望みがないと思われたとき、絶望が私をうちのめした。健康な子供であれば「この子が大きくなったら」という希望が救いになるかもしれない。しかし重症脳性マヒで寝がえりひとつうてない子供は、大きくなるにつれおんぶするヒモが肩にめりこんでくる。世間の目は異様なものをみるように大きな子供を背負って歩く私を見る。時にはあわれみをこめた目に出会い、自分があわれまれる存在におちぶれたと思われしらされる。(下略)

(中略)

年月と共に重くなる子供を背おって歩く時、私は駅の階段、歩道橋をどんなに苦痛に思っただろう。また混んだ乗物の中で泣き叫ぶ子供を背

負った私は自分も一緒に泣き叫びたかったものだ。健康で身軽であった時はたいして気にもとめていなかった街の歩道橋、駅の階段、こんだ乗物がどんなに効率中心に考えられたものであるかを思い知らされぬわけにはいかなかった。

(中略)

どこまでも深い闇のなかで、私だけを頼りにしているか弱い子供を抱え、私は思ってもみなかった主婦というものと出会った。私は“女だから結婚して家に入るのが当然”というように考えたことがなかった。人間は自分で自分の口を糊することはあたりまえと考えてきた。家にいて、夫の給料で家事をやりくりし、子供を育てる専業主婦というものに、自分なるなど思ってもみなかったのだ。しかし障害の子をもってみて、はじめて「おじいさんは山へ、おばあさんは川へ」の分業の上に厳然とこの世の秩序が成り立っていることを知る思いであった。もし健康な子供であったなら保育所へ子供を預けて働きつづけ、おかしいと思うことはあっても自分の決意と努力で克服していけるものとしてしか、この分業の秩序をとらえることは出来なかったかもしれない。しかし女のそのような主体的な決意と努力をかすめとりつつ、この世は成り立っているのだ。

四年間の間に、いつの間にか苦痛さえもあきらめの中で媚薬に変じ、母性愛の偽善の仮面の下で腐臭を放ちはじめたおのれの生命。ぐずぐずしてはられぬ。私は一度しか生きられぬ。今でなければやり直しはきかぬ。焦燥の中で私は予感した。忍従の果にいきつくところが子殺しであることを。

(中略)

ところで私は今精神薄弱児といわれる子供の収容施設で働いているのだが、私の悲ソウな決意もむなしく、ひとまわり大きな家族制度の中にとりこまれているのではないかと思いはじめている。福祉という名の隔離収容施設の中で、労働者は、保母として指導員として、介護人として、

看護婦として、教師として、姿をかえた母性愛＝聖職者意識を強制されている。低賃金と劣悪な労働条件を甘美な麻薬にかえるものこそ、母性愛と全く同じく聖職意識だ。しかもそれが強要されるものであるが故に、その抑圧のはねかえりが障害者に向い、「税金で生かしてもらっているくせに」「けつの始末もできないくせに髪などのぼしやがって」といった形で障害を抑圧し、自分自身もいやしめていっている現実。しかし一方では、今三ヶ月以上にわたって都庁前に座り込んでいる府中療育センター在所生の新田勲氏、絹子さんの闘いの提起したものに深く心を揺りうごかされ、自分の労働を問いなおしつつ、具体的な支援に関わってくる労働者がふえてきているのも事実である。そして圧倒的に女が多いのは偶然ではないだろう。わりのあわない仕事、やっかいな仕事として家事・育児を女におしつけたように、社会的規模でもわりにあわない仕事、やっかいな仕事としての福祉労働の仕事を女子労働者におしつけているのだから。しかし、脳性マヒ者の多くの部分は、知恵遅れでないことを見出したのは、日頃の生活の中で脳性マヒ者と接している保母や看護婦であったといわれる通り、わりにあわない労働の中で真に人間の尊厳というものの意味を知っていった女達が、この府中の在所生の闘いにひきつけられつつ、闘いはじめていたのである。この女達の闘いは、障害者が真に生きるための闘いへの限りない連帯であり、生産性の論理—ギブ・アンド・テイクの論理に対する根底的な反逆である。

と、自己の体験・経験をふまえて、持論を展開している。そこには、現実の障害者にとっては①《母だけの介護》しか、あてにできる《福祉資源》は存在しないこと、そうした限界的状況のなかでがんばらざるをえない《母》に対しても、②《世間の目》は決して共感的であったとはいきれないほどに、世の中は《健常者中心》的であったこと、そしてなによりもかによりも、③《街の構造》それ自体が、障害者とその介助にあたる者を《拒絶》するように《苦痛》を強いるものであったことがかたられる。

そして、このような《現実》が、この手記の母から、「たまにはこの子を

「おんぶせずに街を歩きたい」「友達とゆっくり話したい」「本を読みたい」「映画を見たい」「旅行をしたい」というような、人間として本源的な「自然な抑えがたい欲求」をうばいつくしているのである。1980年代になって、一般的に流通しはじめるノーマライゼーションという考え方は、障害の当事者に是非必要なだけではなかったのである。障害者の近辺に近親者として暮らす人びと（この手記の場合、母）の立場からするノーマライゼーションということも考えられなければならなかったのである。この手記は、そのことをまことに雄弁にかたっている。

結婚以前には、専業主婦になることなど夢想だにしなかったこの手記の主も、《障害児の母》となってみて、その《母役割》が《専業主婦》でなければ全うできかねるものであることを実感するにいたって、彼女は性別役割分業の《客観的意義》を自己のなかで内在化するにいたる。それは《忍従》そのものを強いるものであり、自己を《喪失》させるものであるがゆえに、《彼女》をして《子殺し》を予感させる¹⁷⁾。つまり、《専業主婦で母》という状況は、女性に対して、それほどの《自己喪失》をせまりかねないものであることをいっているのである。

こうして、彼女は「母性愛の偽善の仮面の下で腐臭を放ちはじめたおのれの生命」に気づくにいたる。そこで、障害者の福祉施設で働きはじめる。そこでも、彼女は《福祉労働者に女性が多い》という現実をとおして、女性のおかれている《社会的位置》を再確認することになる。他方で、障害者に近接して暮らす女性だからこそという形で、身体障害者と知的障害者の分断をより深くしてしまう危険をはらんではいて、彼女自身はその危険性にまったく気づいていないけれども、脳性マヒ者＝知的障害者という認知構造の誤りの発見者が《女性》であったことを手がかりにして、《障害者との連帯》にすすんでいこうとしている。

このようにみえてくると、いわゆるノーマライゼーションということを考えるとき、障害の当事者の立場からのみ考えるだけでなく、たとえば、《この手記の主》がかかえこまれた《苦悩》を基盤にしたノーマライゼー

ションの理論が構築されなければならなかったことは、明らかなことではないだろうか。そして、あえて、付言するなら、その原初的可能性を開陳してみせたのが、ウーマン・リヴの女性たちであったということかもしれない。

《専業主婦として子に関わる母の非常な苦悩》に目を向けていったウーマン・リヴのなかから、もうひとつ、上述のこととは別な可能性があらわれてくる。それは精神障害者に対する差別に関わったことである。

1974年4月18日、埼玉県岩槻市で、母親による子殺し事件がおこる。この事件に関して、この母親が以前に精神病院への入院経験があったことから、19日に『朝日新聞』が埼玉版で「母親が精神分裂の悲劇」「野放しの精神障害者」といった文字・文言のおどる報道をおこなったことに端を発している。

この事件に関して「<子殺し>を考える会」の蓑口喜代美（浦和）は『子殺し“考”』に「岩槻の<子殺し事件>によせて」¹⁸⁾を寄稿して、

（前略）

記事の中で「早くから頭が異常なことがわかっていたのだから、身内の者や福祉関係者が、赤ちゃんを施設に保護するなど……」「母親が精神障害者の場合、保健婦がチェックして子どもを引き離すというようなことも今の法律ではできない」など「精神障害者」に対する差別を助長させている。「野放しの精神障害者」の表現にもあるように、“精神障害者”を隔離すべきだと受け取れ、法制審議会から出された刑法改悪・保安処分（国家や企業にとって、都合の悪い人間、役に立たない人間を“精神障害者”ときめつけ、保安施設に入れて治るまで一生でも隔離しておくという政府の計画）が是非必要であるかのようなキャンペーン記事となっている。精神障害者は何をするかわからないから、子どもを取りあげたほうがいい＝（ならば子どもを産むべきではない）という優生保護法改悪・羊水チェックの先取りの意味を含んでいる。これは胎児チェックともよばれ、胎内のうちに彼らのいう“異常”のある子を発見し生む前に始末することで、公害などの原因を不問にする。そして“障害者”の生きる権利を奪い、女に中絶させることで、女と“障害者”を分断し、

支配者の利益にならない者を、女の手で殺させようとしている。

(中略)

子殺し事件の場合、不起訴になり措置入院となることが多いが、これは精神衛生法にもとづいており、本人や家族の承認がなくとも強制的に精神病院に入院させることができるもので、「精神障害者は犯罪を犯すおそれがある」という予断と偏見から成り立っている。措置入院になった場合は、裁判も行われず、彼女ひとりがすべてを負わされ、期限もまったくわからないまま、入院させられることになる。彼女がどうなっているのか、ほんとうに“精神障害者”だったのかということもふくめて知りたいということで病院をつきとめ、担当の医師とも会うことができた。医師はたいへんに彼女のことを親身になって考えているひとりで、ころよく私たちも会ってくれ、わかっていることを話してくれた。それによれば、彼女は産後病気がおもわしくなく精神病院に入院中だったが、夫が子どもの世話をする人がいないということで、外泊というかたちで家に連れ帰り子どもの世話をさせたことと、育児が彼女には重荷であったこと。事件当日、彼女は一度店屋の前に子どもを置き去りにしたが、店員にみつきりその後、子供が重くてしかたがなく、やむなくドラム缶に捨てたこと。たまたま、ドラム缶にやけかすがくすぶっていて子どもが焼け死んだこと。また夫は彼女が入院したあと、医師によびつけられて一度病院にきただけで、そのあと市役所に一方的に不法に離婚届けを出し行方不明となってしまったことなどがわかった。

(後略)

と書いている。そして、このレポートの筆者は、最後に、やがて退院をむかえた《彼女》に「彼女が重荷を負いながら、自立をめざして生きていくことが、彼女にふりかかったさまざまな差別と闘っていくことにつながると信じたい」というようなかたちでエールを送っている。

この事件は少なくない人びとの関心を呼んだとみえて、引用したレポート以外にも、いくつかの文章が残されている。とりあえずは、この時期のあと

の障害者問題の展開が、どちらかといえば、身体障害者の課題が中心に展開されていくことを考えるとき、《精神障害者》がかかえる課題に注目する論調が、ウーマン・リヴ運動のなかにあったことは、十分に注目してよいことではないだろうか。そして、同時に、こうした《関心》が、ひろく社会全体へと拡大し、精神障害者の地域生活拡大へのより確かな導入線となりえなかった理由が何であったかというような問題も、検討されてよいはずである。

最後に、1970年代初頭期という時期からはおくれるが、《障害者のジリツと連帯》をめぐる事例を紹介しておきたい。当時、「'82優生保護法改悪阻止連絡会議京都」に属していた嶋崎由美子という女性の「二児を産んだ障害者として(1982.11.3)」¹⁹⁾と題する手記である。

彼女は《妊娠》を知って大学病院の産婦人科をおとずれているが、そこで医師が「何の用ですか」とたずねたことと、その後の対応について「産婦人科に行く用事といえばたいてい決まっているはずなのに、あえて『何の用ですか』と聞くということは、障害者が妊娠するはずがない、という差別と偏見が医師の側にある、ということに他ならないからです。医師は初め診ることを拒んでいたのですが、何とか介護の女の子と説得をし、診てくれることになり、内診を受け尿検査をすることになりました」と述べている。だが、問題はそれだけではなかった。彼女は、さらにつづけて、

(前略)

ここで問題にしなくてはならないことは、アトローゼが絶えず出ているので子宮の大きさを検診することができないことと、内診も同じくむずかしいということです。この段階で医師が「障害者だから絶対に未熟児が生まれますよ。体重はうまくいって1200g、おまけに障害児になるかもしれませんよ」また「障害者は親になる権利はありません。今のうちにおろした方がよいです」というような差別的な対応で、初めての検査が終ったわけです。病院の帰り道、介護の女の子と二人でうれしいようなせつないような割りきれない気持ちにかられ、何ともいえない、差別に対する怒りを感じてしまいました。このような状況の中で私は、お

母さんなら自分の気持ちを解ってくれるだろうと思い連絡をし、アパートに来てもらい話したところ、まったく医者と同じことを言うのでした。まず母が言うのには、「子供を生んで誰が育てていくのか、おまえに育てられるわけがない。ましてや何でもない男がついてくるわけがない。逃げられるのが目にみえる。障害者と結婚するような男の人が今どきいるわけがない。あきらめなさい。障害児が生まれることも考えられるから……」このようなことを言われるとは思わなかったのです。なぜなら、私という障害者を育てた親が育てた子供の存在を否定するかのようなことを平気で言ったりしたことが、かりにも親子で、しかも女同志として考えたとしても、やはり健常者の女性でしかないということを、この時痛感させられたのです。

私は、女性の自立や女性の解放、または障害者の自立を考えたときにいつもその点で壁にぶつかってしまうのです。どうすれば同じ接点を見いだせるのか、それが見いだせなければ、女性が受けてきた歴史的差別からの解放と、障害者が受けてきて歴史的差別からの解放を成し遂げる作業が一步も進まない気がするのです。

(中略)

最後に1972年に出されようとし、優生保護法改悪案に対して、反対運動が障害者差別だとしてとりくまれる一方、生む生まないの権利を主張する女性活動家との間に、生じた対立を今回もくり返してはいけないこととして、何が本当の問題なのかという共通点を追求してみたいと思います。このことに関して私の本音は、いくら障害者解放運動をやっている障害者でも、できれば障害児を生みたくないと思っているのではないかと、自分が障害者であるが故になお一層深刻な重さを感じてしまうことが現実ではないかということです。私自身そこからの自己葛藤が絶えず心の奥深いところにあります。特に私なども薬を服用しているため、悩んだこともありました。今まで障害者の女性には結婚することも妊娠することも奪われてきた歴史は確かにあります。しかし、今日少なくとも

子供を生む障害者たちが多くなっている中で先に言ってきたような重さを感じない人はいないと思います。重さを考えた時、たてまえ論では掲げられないものが常にあると思うのです。このことを考えた場合、健常者の女性が、生む生まないの権利を奪いかえすことと同様な側面に置かれていることが共通点としてあるのではないかと思うのです。このことは討論して行かなければならないかもしれません。また子宮をとられてしまった障害者の人達と子供を産める障害者の関係も忘れることのできない問題として、考えなければならぬのではないのでしょうか。

(後略)

というような論を展開している。この女性の立論に関して、どのようなスタンスをとろうとも、無視することも、放置することもかなわない問題群であることだけは確かなことではないだろうか。そして、私たちは、彼女が提示してみせた諸課題にきちんと向かい合う確かな手がかりを手にしているといえるのだろうか。

4. おわりに

政府が、優生保護法の人工妊娠中絶の適用条件を狭めることで、人口政策に利用しようとしたとき、ウーマン・リヴの女性たちは《産む・産まない》は女の権利であるとの理論をかかげて、政府の目論見に対峙して、人工妊娠中絶の適用範囲をまもろうとした。これに対して、たとえば、《青い芝の会》のような障害者団体は《障害者の生きる権利》という理論をかかげて、基本的には、人工妊娠中絶に反対する論陣を張った。けれど、この部分の対立は、いわば、子どもを《産みたくなる社会》を追求するというような形で、一応はクリアーできたと言ってもいいかもしれない。

ウーマン・リヴ運動に集まってきた人びとのなかには、《障害児の母》であったり、《精神障害者》と《認定》されたりした人たちとの連帯を求めていたり、はたまた、障害者が《ふつうのひと》として、《ふつうの体験》をして生きていこうとする（ここでは、出産というようなこと）というよう

に、実に多様・多彩な試みをくりひろげた人びとがいた。この部分での確かな解決策が確立されたとはいいがたいであろうが、ここでも出された諸課題が忘れられてはならないし、次代のノーマライゼーション要求の基礎をなすことだけは、確かなことだろう。

注

- 1) この優生保護法は、1996年6月に廃止され、「母体保護法」に改称された。こうした改正・改称の動きは、1995年4月、全国精神障害者家族会連合会（全家連）が、「優生思想削除」の要望を与党の福祉プロジェクトに対して提出したことに端を発している。さらには、1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議でも、この優生保護法が「優生思想」を残していることについて、「時代遅れ」「人権侵害」との批判をあびている。なお、このカイロ会議で、安積遊歩は、脳性マヒ者が、この法によって子宮を摘出されている実態を報告したとのことである（「優生保護法差別規定、削除へ《遅きに失した》抜本的解決を求める声」『朝日新聞』1996年6月15日朝刊）。
- 2) 「墮胎罪・優生保護法をめぐる年表」（『インパクション』97号、1996.6）71頁
- 3) 同上年表、71頁。
- 4) 同上年表、71～72頁。
- 5) 同上年表、72頁。1972年の改定案の内容は、①胎児条項の追加、②人工妊娠中絶の適用条件から、「経済的理由」の削除、③優生保護相談所の業務の拡大といったところにあった。同法の条文に則していうならば、①では、第14条の人工妊娠中絶に「その胎児が重度の精神又は身体の障害の原因となる疾病又は欠陥を有しているおそれがいちじるしいと認められるもの」の追加、②では、第14条4項の「身体又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」から「身体又は経済的理由」を削除して「母体の精神又は身体の健康を著しく害する……」に変更する、③では、第20条に、優生保護相談所の業務として「適正な年齢において初回分娩が行なわれるように助言指導する」を追加する、といったことであった（同上年表72頁参照）。
- 6) 溝口明代・佐伯洋子・三木草子編『資料・日本ウーマンリブ史』I、ウイメンズブックストア松香堂刊、1993、79頁。

- 7) 同上書80頁。
- 8) 同上書81頁。
- 9) このあたりの事情については、首藤久美子氏は「墮胎罪を残したまま、優生保護法により中絶を認めてきたこと、そこに子宮まで管理されてきた女の置かれている状況が集約されていた。子が減ったら女に産ませればいい、ただし障害児は中絶させたい。そして早めに産ませ、あとは安い賃金で働かせればいい。そんな国家の安易さは、変わらぬ厳しい生活の中で女を心身ともに切り刻んでいくものだった。生産性や効率のみを重視し人間性を切り捨てる社会は、折しも当時、華々しい高度成長の過程において多くの公害を生み出した。サリドマイドベビーが日本中に衝撃を与え、公害・薬害による被害が多発する中、何ひとつ責任はとろうとせず、汚染された胎児のみ女に事前に墮ろさせるとは何事だ！と女たちは憤る」(同氏「優生保護法改悪阻止運動と『中ピ連』」, 女たちの現在を問う会編『銃後史ノート・戦後篇 8 全共闘からリブへ』262-3頁)とまとめておられて、運動の当初から、障害者問題が組み込まれていたと読める理解になっている。そうであれば、ここでの理解とは、いくらか事情を異にする。そうした相違を融合的に理解していくためには、より詳細な検討が必要である。そうした作業は、今後の研究課題として、後考に待つことにしておきたい。
- 10) 11) 12) 長谷川良夫「障害を肯定することは命を肯定すること」(前掲『インパクション』97号所収) 18頁。
- 13) 注9)に同じ。263頁。
- 14) 当初は『講座女性学3 女は世界をかえる』(1986)所収。ただし、本稿では、井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編、天野正子編集協力『日本のフェミニズム 5 母性』岩波書店、1995所収のものを利用している。152頁。
- 15) 同上書、153頁。
- 16) 前掲『日本ウーマン・リブ史』II, 1994, 363-4頁。
- 17) 《障害児殺し》をめぐっての時代的・社会的な周辺状況については、拙著『《障害》にころされた人びと—昭和の新聞報道にみる障害の者(障害者)と家族』千書房1993を参照されたい。
- 18) 前掲『日本ウーマン・リブ史』III, 1995, 34-36頁。
- 19) 同上書200-2頁。